

1. 改正の趣旨

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 36 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 6 月 10 日に公布されたところである。改正法においては、環境保護に関する南極条約議定書附属書 VI（以下単に「附属書 VI」という。）の締結のため、南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の申請書記載事項として、環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付けるほか、南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し対応措置の実施を義務付ける等の措置を講じている。改正法の施行に向け、改正法において下位法令に委任された事項等について所要の規定の整備を行う必要があることから、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成 9 年総理府令第 53 号。以下「規則」という。）の改正を行うものである。

2. 改正の内容

（1）「対応措置」について（規則第 8 条の 2 関係）

- 改正法による改正後の南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号。以下単に「改正後の法」という。）第 3 条第 16 号において、「対応措置」とは、「附属書 VI 第二条 (f) 前段に規定する対応措置であって、環境省令で定めるものをいう」とされているところ、当該対応措置は、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であって、損壊等した船舶、航空機又は車両等の除去、排出された油又は南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去（浄化を含む。）その他の当該環境上の緊急事態が南極地域の環境に及ぼす悪影響を回避し、又は最小限度にとどめるために行われるものとするを定める。

（2）南極地域活動計画の確認に係る申請書の改正について（規則第 10 条第 1 項及び様式第 1 の 2 関係）

- 改正後の法第 6 条第 1 項第 8 号及び第 9 号によって、南極地域活動を主宰しようとする者が環境大臣に提出する南極地域活動計画の確認に係る申請書の記載事項に、環境上の緊急事態の防止措置に関する事項及び環境上の緊急事態が発生した場合における負担金等のための資金の調達手段に関する事項が加わったことから、申請書の様式（様式第 1 の 2）を改正し、当該事項の記載欄等を追加することとする。

（3）緊急時計画について（規則第 10 条の 2 及び様式第 1 の 3 関係）

- 改正後の法第 6 条第 2 項において、南極地域活動を主宰しようとする者は、必要事項を記載した緊急時計画を作成し、申請書と併せて環境大臣に提出しなければならないものとされている。

- これに対応するため、緊急時計画を作成するための様式（様式第1の3）を追加する。
- さらに、緊急時計画の記載事項のうち、改正後の法第6条第2項第8号の規定によりその詳細を環境省令で定めることとされている事項は、次に掲げるものとする。
 - ① 主宰者と関係者との間の連絡体制の整備に関する事項
 - ② 緊急時計画に従い措置を実施する場合において、その後の経過を報告する頻度及び方法に関する事項
 - ③ ①及び②のほか、南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件（以下単に「事件」という。）に効果的かつ効率的に対応するために必要な事項

（4）防止措置に関する基準について（規則第12条の2関係）

- 環境上の緊急事態の防止措置に関しては、改正後の法第7条第1項第2号において、「附属書VI第二条(e)に規定する客観的基準として同条(e)(i)から(iii)までに掲げる要素を勘案して環境省令で定める基準に適合するものであること」が、環境大臣による南極地域活動計画の確認の基準の一つとして規定されているところ、同号の環境省令で定める基準については、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであることとする。
 - ① 南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等有する構造又は設備の内容が、環境上の緊急事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。
 - ② 南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等の運用又は維持に関する手続の内容が、環境上の緊急事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。
 - ③ ①に適合する構造又は設備の利用及び②に適合する運用又は維持に関する手続を適切かつ確実に実施するための訓練が実施されていること。

（5）専門家等からの意見聴取について（規則第13条第2項関係）

- 改正後の法第20条の8第1項において、環境大臣は、環境上の緊急事態に対しいずれの者も対応措置としての措置をとらなかったときは、とられるべきであった対応措置としての措置に要すると見込まれる費用を算定し、当該金額を附属書VI第12条1に規定する基金に拠出するため、当該環境上の緊急事態を生じさせた主宰者に対し、当該金額を納付金として国庫に納付することを命じることとされている。
- 当該費用の算定に当たっては、南極地域の環境や事故対応等に関する専門的知見を有する者の意見を考慮に入れる必要があると考えられることから、環境大臣は、当該費用を定めるに当たって必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の関係者の意見を聴くことができる旨を規定する。

（6）主宰者による通報の方法について（規則第32条関係）

- 改正後の法第20条の3第1項において、主宰者は、自己の主宰する南極地域活動により事件が発生した場合には、環境省令で定めるところにより、当該事件が発生した日時及び場所、当該事件の状況、緊急時計画に従いとした措置その他の事項を

直ちに環境大臣に通報しなければならないこととされている。

- 当該通報の方法については、環境省令で定めることとされているところ、当該通報は、電子メール、電信、電話その他のなるべく早く到達するような手段により行わなければならないこととする。

(7) 環境大臣による公示の方法について（規則第 33 条関係）

- 改正後の法第 20 条の 4 第 1 項において、環境大臣は、事件の発生の状況その他の事情を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、環境省令で定めるところにより、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等の公示をすることとされている。
- 当該公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(8) 領事官を通じた申請書類の提出に係る規定の削除について（規則第 35 条関係）

- 現行規則においては、環境大臣に提出する書類は、国外にあっては領事官等を経由して提出することができる旨が規定されているが、現在では、規則制定時（平成 9 年）に比べ、インターネット通信技術が発展しており、申請者等が国外にいる場合であっても、電子メール等により、直接環境大臣に書類を提出することができると考えられることから、当該規定を削除することとする。

(9) その他

- 上記に掲げる事項のほか、法改正に伴う条ずれ及び規定の適正化等所要の改正を行う。

3. 施行期日

附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して 1 月を経過した日。ただし、一部の規定（※）は公布の日。

※ 第 9 条、第 10 条第 1 項、第 16 条、第 17 条第 2 号、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条第 1 項及び第 3 項、第 21 条の 2 並びに第 33 条第 2 項の改正規定並びに第 34 条及び第 35 条を削る改正規定

以 上